

(仮称) 一関市議会政策検討会議の設置について (案)

1. 政策検討会議の設置主旨

一関市議会基本条例を踏まえ、今後さらに政策立案や政策提言を進めていくための「議員間の情報共有の場」、「議員間討議の場」として設置する。

※ 一関市議会基本条例第 15 条 2 では「議員間における討議を通じて合意形成を図り、政策立案、政策提言等を積極的に行う」と定めている。

2. 開催、協議案件

以下の場合において、議長が招集し、開催する。

(1) 常任委員会が政策立案（政策条例提案）、政策提案を行おうとする際に、事前に開催する。

→政策立案、政策提言の内容確認、議員意見の反映

(2) 市政の課題等に関する案件について、3人以上の議員から開催の申し入れがあった際に、開催する。

→市政課題の多角的な検討、着地点（合意ポイント）の検討

3. 構成

政策検討会議は、全議員で構成する。

会議の座長は議長が、副座長は副議長が務める。

4. 留意事項

政策検討会議は賛否を戦わす場ではなく、議員間討議を通じ、あらゆる角度から検討を行う場と位置付ける。

会議規則を改正し、第 165 条における「協議等の場」と位置付ける。